

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 等 の 数	金 額
	人	千円
取得財産価額	25,323	2,033,240,515
債務控除額	11,446	203,232,067
加算贈与財産価額	2,894	9,152,338
課税価額	25,310	1,839,149,491
相続税額	算出税額	24,877
	2割加算額	884
	実 24,877	307,647,913
税額控除	贈与税	1,291
	配偶者	4,594
	未成年者	365
	障害者	451
	相次相続税額	1,192
	計	7,388
差引税額	実 21,745	90,543,828
納税猶予額	1,347	217,104,005
納付税額	実 21,470	26,034,298
災害減税法による免除税額	-	191,069,707
遺産に係る基礎控除額	8,065	-
		700,610,000

調査対象：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成13年10月31日

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の「8,065人」は被相続人の数である。

2 「相続人等の数」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明：

- 1 加算贈与財産価額.....相続又は遺贈により財産を取得した者に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- 2 2割加算額.....相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- 3 税額控除
 - イ 贈与税額控除.....加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減.....課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額（1億6,000万円未満の場合は1億6,000万円）と配偶者の実際の取得価額のいずれか少ない方の金額に係る相続税額が配偶者の算出相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が「満20歳未満の法定相続人」である場合に、その者が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額がその相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除.....被相続人が、その死亡前10年以内に相続により財産を取得しかつ相続税を納付している場合には、前の相続から次の相続までの期間を10年から差引いた年数に、前回の相続税額の10分の1相当額を乗じて得た額が今回の相続税額から控除される。
 - ヘ 外国税額控除.....相続財産が本法の施行地外にあることによって、外国の法令により相続税に相当する税が課税されていた場合には、その税額相当額が控除される。
- 4 納税猶予額.....相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から20年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予される。
- 5 遺産に係る基礎控除額...5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)

5 相続税

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相続税額	税額控除額	納 付 税 額		被相続 人の数
	相続人等の数	金 額			相続人等の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成8年分	26,350	2,083,514,276	381,109,045	112,201,792	22,586	228,555,184	8,228
9	26,156	2,023,827,491	357,904,146	106,631,895	22,396	211,998,550	8,092
10	27,773	1,998,689,034	342,977,337	107,116,576	24,230	204,371,739	8,344
11	26,921	1,940,197,925	312,776,436	94,015,779	22,883	187,814,160	8,447
12	25,310	1,839,149,491	307,647,913	90,543,828	21,470	191,069,707	8,065

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申告額	25,319	1,837,489,159	21,483	190,804,063	8,065
	修正申告による増差額	367	4,743,022	705	946,331	282
	更正による増差額	-	-	1	30	1
	更正等による減差額	212	3,115,093	338	681,743	159
	決定額	1	32,403	1	1,085	1
	計	実 25,310	1,839,149,491	実 21,470	191,069,707	実 8,065
過 年 分	申告額	446	22,643,969	419	1,932,761	189
	修正申告による増差額	2,781	36,705,932	4,262	8,651,440	1,426
	更正による増差額	36	1,521,016	49	560,746	19
	更正等による減差額	1,012	23,850,441	3,201	6,530,879	559
	決定額	12	259,543	12	30,703	9
	計	実 443	37,280,019	実 411	4,644,770	実 189
合 計	申告額	25,765	1,860,133,128	21,902	192,736,824	8,254
	修正申告による増差額	3,148	41,448,954	4,967	9,597,771	1,708
	更正による増差額	36	1,521,016	50	560,716	20
	更正等による減差額	1,224	26,965,534	3,539	7,212,622	718
	決定額	13	291,946	13	31,788	10
	計	実 25,753	1,876,429,510	実 21,881	195,714,477	実 8,254

本年分 { 調査対象：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成13年10月31日

過年分 { 調査対象：平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査期間：平成11年中に財産を取得した者については、平成12年11月1日から平成13年6月30日まで
平成10年以前に財産を取得した者については、平成12年7月1日から平成13年6月30日まで

(注) 「相続人等の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	100	16,913	106	26,056	9	79,321
過年分	3,184	504,777	310	82,563	257	500,592
合計	3,284	521,690	416	108,618	266	579,913

調査対象等：「5-1(3)申告及び処理の状況」参照

(5) 税務署別課税状況

税務署名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
岐 阜 北	1,006	81,524,848	808	6,661,372	345
岐 阜 南	827	72,039,845	694	5,202,564	283
大 垣	588	39,354,271	478	2,532,309	220
高 山	166	13,557,357	135	1,189,948	59
多 治 見	346	20,775,528	294	1,274,790	109
関	254	15,468,567	214	953,380	86
中 津 川	71	4,089,429	64	188,445	24
岐 阜 県 計	3,258	246,809,845	2,687	18,002,806	1,126
静 岡	912	85,218,254	814	19,599,896	249
浜 松 西	971	60,851,583	831	6,252,820	274
浜 松 東	624	32,684,942	528	2,529,717	173
沼 津	776	64,904,533	688	6,793,762	250
清 水	518	31,052,072	442	2,464,575	160
熱 海	203	12,780,458	175	1,226,811	69
三 島	402	26,492,963	353	2,020,997	131
島 田	282	15,710,786	240	791,668	91
富 土	714	51,052,370	616	4,624,070	219
磐 田	378	19,932,847	297	1,047,354	120
掛 川	190	12,073,794	161	870,967	67
藤 枝	589	33,252,142	501	1,925,246	170
下 田	93	4,880,280	77	318,011	31
静 岡 県 計	6,652	450,887,024	5,723	50,465,891	2,004
千 種	527	65,135,797	467	15,658,873	180
名 古 屋 東	158	13,689,306	131	2,192,109	47
名 古 屋 北	478	41,585,081	419	5,879,286	148
名 古 屋 西	610	46,607,124	529	4,630,498	195
名古屋中村	282	23,679,367	253	2,610,506	92
名 古 屋 中	186	12,212,084	162	1,432,998	55
昭 和	1,210	100,723,467	1,056	13,866,601	357
熱 田	798	67,049,340	672	9,341,580	248
中 川	546	42,679,972	474	4,750,311	175
名古屋市計	4,795	413,361,538	4,163	60,362,762	1,497
豊 橋	1,533	100,510,221	1,275	7,256,031	483
岡 崎	663	53,816,180	541	6,595,214	209
一 宮	986	66,845,376	786	5,589,219	337
尾 張 瀬 戸	326	22,213,029	282	2,140,336	99
半 田	1,089	75,319,630	956	7,139,012	335
津 島	661	46,549,643	511	2,738,584	229
刈 谷	1,219	86,711,091	1,041	8,035,462	369
豊 田	713	46,335,522	596	3,413,199	219
西 尾	457	28,245,077	384	1,970,040	155
小 牧	1,206	84,330,007	1,061	7,611,587	386
新 城	42	2,874,817	37	138,064	18
愛 知 県 計 (除名古屋中村計)	8,895	613,750,593	7,470	52,626,748	2,839
津	239	15,301,471	200	1,241,307	82
四 日 市	519	35,588,325	448	3,306,766	179
伊 勢	156	10,335,158	129	795,414	53
松 阪	139	10,204,918	115	985,552	53
桑 名	226	14,236,171	184	1,061,630	75
上 野	116	7,924,807	92	641,306	43
鈴 鹿	248	17,332,380	200	1,406,784	95
尾 鷲	67	3,417,261	59	172,743	19
三 重 県 計	1,710	114,340,491	1,427	9,611,503	599
総 計	25,310	1,839,149,491	21,470	191,069,707	8,065

(注) この表は、「5-1(3)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。